



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

371	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(長寿社会課)..... 1
372	介護保険法による介護医療院の開設の許可	(")..... 2
373	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
374	"	(")..... 2
375	"	(")..... 2
376	"	(")..... 3
377	"	(")..... 3
378	"	(")..... 3
379	"	(")..... 3
380	"	(")..... 4
381	一般競争入札による落札者の決定	(農林水産総務課)..... 4
382	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)..... 4
383	保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 5
384	林業種苗生産事業者の登録の失効	(")..... 5
385	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課)..... 10
386	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)..... 10
387	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 11
388	都市計画の変更	(")..... 11
389	"	(")..... 11
390	"	(")..... 12
391	"	(")..... 13
392	"	(")..... 13

○ 警察本部告示

1	IPR形移動用無線機購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 14
2	IPR形受令機購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 16

○ 公告

	二級河川広川水系河川整備計画の策定	(河川課)..... 17
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 18

○ 諸報

	入札公告	(警察本部)..... 18
	"	(")..... 21

告 示

和歌山県告示第371号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113

条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3012210203	医療法人洗心会	玉置病院	和歌山県田辺市上屋敷二丁目5番1号	介護療養型医療施設	平成31.3.31

和歌山県告示第372号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 介護保険事業者番号 30B2200012
- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 医療法人洗心会
- 3 介護医療院の名称 玉置病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県田辺市上屋敷二丁目5番1号
- 5 許可年月日 平成31年4月1日
- 6 サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000704	就労継続支援B型事業所あまいろ	橋本市隅田町中島266-1	就労継続支援B型	特定なし	合同会社あまいろ	橋本市隅田町中島266-1	平成31.4.1

和歌山県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310202	就労継続支援B型ポケットファクトリー四邑	伊都郡かつらぎ町御所8-2	就労継続支援B型	特定なし	有限会社フリーポケット	伊都郡かつらぎ町笠田東487-1	平成31.4.1

和歌山県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700899	生活介護事業所 おれんじ	紀の川市畑野上226-1	生活介護	特定なし	株式会社大樹	紀の川市畑野上226-1	平成31.4.1

和歌山県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800467	就労継続支援B型事業所カルラ	岩出市清水468-4	就労継続支援B型	特定なし	合同会社総合福祉高積	和歌山市新庄501-10	平成31.4.1

和歌山県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012200345	はまゆう作業所	田辺市上屋敷2-18-6	就労継続支援B型	特定なし	特定非営利活動法人はまゆう作業所	田辺市上屋敷2-18-6	平成31.4.1

和歌山県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250118	エコファーム絆	田辺市芳養町3216-19	就労継続支援B型	特定なし	特定非営利活動法人絆	田辺市稲成町80-2	平成31.4.1

和歌山県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410084	多機能型事業所ハッスル	西牟婁郡上富田町生馬1888	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410464	生活介護事業所アップ	西牟婁郡上富田町朝来993-1	生活介護	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第381号

和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成31年3月27日
- 落札者の氏名及び住所
新潟造船株式会社
新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 落札金額
1,213,704,000円（うち消費税及び地方消費税の額89,904,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年2月15日

和歌山県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業畑谷池地区につ

き土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年4月10日から同年5月15日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局農林水産振興部農地課及びかつらぎ町建設課

和歌山県告示第383号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字榎谷236の84

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第384号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は名称	住 所	採 種	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	名 称	所 在 地
6004	坂本正己	日高郡日高川町土生948			○	○	坂本正己	日高郡日高川町土生

6005	玉置稔	日高郡日高川町和佐1591			○	○	玉置稔	日高郡日高川町和佐
6006	橋本繁一	日高郡日高川町中津川597			○	○	橋本繁一	日高郡日高川町中津川
6059	玉置松一	日高郡日高川町田尻175			○	○	玉置松一	日高郡日高川町田尻
6061	原武彦	日高郡日高川町板野川527			○	○	原武彦	日高郡日高川町板野川
6080	芝米夫	日高郡日高川町船津1396			○	○	芝米夫	日高郡日高川町船津
6085	玉置清次	日高郡日高川町船津1169			○	○	玉置清次	日高郡日高川町船津
6091	太田一夫	日高郡日高川町西原183			○	○	太田一夫	日高郡日高川町西原
6093	坂口武次郎	日高郡日高川町高津尾1247			○	○	坂口武次郎	日高郡日高川町高津尾
6098	田中良一	日高郡日高川町初湯川213			○	○	田中良一	日高郡日高川町初湯川
6099	林武男	日高郡日高川町初湯川213-1			○	○	林武男	日高郡日高川町初湯川
6101	岡本光楠	日高郡日高川町初湯川213-14			○	○	岡本光楠	日高郡日高川町初湯川
6102	大堀イチノ	日高郡日高川町初湯川213			○	○	大堀イチノ	日高郡日高川町初湯川
6103	森川芳樹	日高郡日高川町初湯川213			○	○	森川芳樹	日高郡日高川町初湯川
6105	川合爲吉	日高郡日高川町初湯川184			○	○	川合爲吉	日高郡日高川町初湯川
6106	森川定廣	日高郡日高川町初湯川213			○	○	森川定廣	日高郡日高川町初湯川
6107	木下とし子	日高郡日高川町初湯川213-103			○	○	木下とし子	日高郡日高川町初湯川
6111	宮井春男	日高郡日高川町初湯川213			○	○	宮井春男	日高郡日高川町初湯川
6112	川合漸	日高郡日高川町初湯川213-65			○	○	川合漸	日高郡日高川町初湯川
6113	山本利一	日高郡日高川町初湯川213-9			○	○	山本利一	日高郡日高川町初湯川
6116	田中喜代一	日高郡日高川町初湯川1363			○	○	田中喜代一	日高郡日高川町初湯川
6118	山本富嗣	日高郡日高川町初湯川225			○	○	山本富嗣	日高郡日高川町初湯川
6123	藤並りう子	日高郡日高川町初湯川891			○	○	藤並りう子	日高郡日高川町初湯川
6127	西岡貞男	日高郡日高川町川原河394			○	○	西岡貞男	日高郡日高川町川原河
6129	西岡正彦	日高郡日高川町川原河33-1			○	○	西岡正彦	日高郡日高川町川原河
6131	平松賀吉子	日高郡日高川町愛川161			○	○	平松賀吉子	日高郡日高川町愛川

6132	田上良蔵	日高郡日高川町愛川144			○	○	田上良蔵	日高郡日高川町愛川
6134	山本幸代	日高郡日高川町愛川121			○	○	山本幸代	日高郡日高川町愛川
6135	玉置とし子	日高郡日高川町愛川169			○	○	玉置とし子	日高郡日高川町愛川
6136	平松五枝	日高郡日高川町愛川125			○	○	平松五枝	日高郡日高川町愛川
6137	丹後貞雄	日高郡日高川町愛川327			○	○	丹後貞雄	日高郡日高川町愛川
6139	西垣辯次郎	日高郡日高川町愛川457			○	○	西垣辯次郎	日高郡日高川町愛川
6140	射場みす子	日高郡日高川町愛川355			○	○	射場みす子	日高郡日高川町愛川
6141	寺本義正	日高郡日高川町愛川348			○	○	寺本義正	日高郡日高川町愛川
6143	井原利雄	日高郡日高川町愛川556			○	○	井原利雄	日高郡日高川町愛川
6144	山本文次	日高郡日高川町愛川383			○	○	山本文次	日高郡日高川町愛川
6145	井原正義	日高郡日高川町愛川556				○	井原正義	日高郡日高川町愛川
6146	井原みさ子	日高郡日高川町愛川386			○	○	井原みさ子	日高郡日高川町愛川
6148	小川良吉	日高郡日高川町串本237			○	○	小川良吉	日高郡日高川町串本
6150	中谷忠員	日高郡日高川町串本402			○	○	中谷忠員	日高郡日高川町串本
6154	玉置春信	日高郡日高川町串本200			○	○	玉置春信	日高郡日高川町串本
6155	中谷幸栄	日高郡日高川町串本287			○	○	中谷幸栄	日高郡日高川町串本
6156	小川陽三	日高郡日高川町串本135			○	○	小川陽三	日高郡日高川町串本
6160	児玉コイト	日高郡日高川町串本838			○	○	児玉コイト	日高郡日高川町串本
6166	中谷計夫	日高郡日高川町寒川2716			○	○	中谷計夫	日高郡日高川町寒川
6168	橋本弘由	日高郡日高川町寒川1874	○	○	○	○	橋本弘由	日高郡日高川町寒川
6170	山本健治	日高郡日高川町寒川1656			○	○	山本健治	日高郡日高川町寒川
6173	西山森治	日高郡日高川町寒川2021			○	○	西山森治	日高郡日高川町寒川
6175	森彌	日高郡日高川町寒川569	○	○	○	○	森彌	日高郡日高川町寒川
6176	東義雄	日高郡日高川町寒川303			○	○	東義雄	日高郡日高川町寒川
6177	保田亀次郎	日高郡日高川町寒川110			○	○	保田亀次郎	日高郡日高川町寒川

6179	鈴木初男	日高郡日高川町寒川1226			○	○	鈴木初男	日高郡日高川町寒川
6182	的場清秋	日高郡日高川町寒川2132			○	○	的場清秋	日高郡日高川町寒川
6183	井本サダエ	日高郡日高川町寒川1252			○	○	井本サダエ	日高郡日高川町寒川
6184	小薮フミエ	日高郡日高川町寒川2070			○	○	小薮フミエ	日高郡日高川町寒川
6185	西山佳千江	日高郡日高川町寒川1892			○	○	西山佳千江	日高郡日高川町寒川
6188	鈴木孝雄	日高郡日高川町寒川1365			○	○	鈴木孝雄	日高郡日高川町寒川
6189	吉本晴男	日高郡日高川町寒川1805			○	○	吉本晴男	日高郡日高川町寒川
6190	東義楠	日高郡日高川町寒川1324-1	○	○	○	○	東義楠	日高郡日高川町寒川
6191	森良雄	日高郡日高川町寒川1394			○	○	森良雄	日高郡日高川町寒川
6193	井川數夫	日高郡日高川町寒川27			○	○	井川數夫	日高郡日高川町寒川
6194	宮本忠行	日高郡日高川町寒川1631			○	○	宮本忠行	日高郡日高川町寒川
6196	森岡卷之進	日高郡日高川町寒川2068				○	森岡卷之進	日高郡日高川町寒川
6197	森岡茂春	日高郡日高川町寒川2184			○	○	森岡茂春	日高郡日高川町寒川
6200	寒川晴吉	日高郡日高川町寒川1793			○	○	寒川晴吉	日高郡日高川町寒川
6201	山本安次	日高郡日高川町寒川1624	○	○	○	○	山本安次	日高郡日高川町寒川
6202	東山理喜男	日高郡日高川町寒川1950	○	○	○	○	東山理喜男	日高郡日高川町寒川
6203	堺孝一	日高郡日高川町寒川265			○	○	堺孝一	日高郡日高川町寒川
6205	寒川勇	日高郡日高川町寒川1572			○	○	寒川勇	日高郡日高川町寒川
6206	大井定	日高郡日高川町寒川530	○	○	○	○	大井定	日高郡日高川町寒川
6207	幡川静	日高郡日高川町寒川320			○	○	幡川静	日高郡日高川町寒川
6212	吉本武彦	日高郡日高川町寒川1819			○	○	吉本武彦	日高郡日高川町寒川
6213	東治臣	日高郡日高川町寒川1102	○	○	○	○	東治臣	日高郡日高川町寒川
6214	上岡清	日高郡日高川町寒川1246			○	○	上岡清	日高郡日高川町寒川
6215	寒川岩治	日高郡日高川町寒川1794			○	○	寒川岩治	日高郡日高川町寒川
6216	谷山知	日高郡日高川町寒川1921			○	○	谷山知	日高郡日高川町寒川

6217	堺利寿	日高郡日高川町寒川148			○	○	堺利寿	日高郡日高川町寒川
6218	寒川朝海	日高郡日高川町寒川2241			○	○	寒川朝海	日高郡日高川町寒川
6221	森岡勝義	日高郡日高川町寒川2126			○	○	森岡勝義	日高郡日高川町寒川
6222	杉本常信	日高郡日高川町寒川344			○	○	杉本常信	日高郡日高川町寒川
6698	土井貞男	日高郡日高川町三佐174			○	○	土井貞男	日高郡日高川町三佐
6705	伊藤輝夫	日高郡日高川町土生529-30			○	○	伊藤輝夫	日高郡日高川町土生
6706	川端クマエ	日高郡日高川町寒川1791			○	○	川端クマエ	日高郡日高川町寒川
6707	林郁男	日高郡日高川町寒川1257			○	○	林郁男	日高郡日高川町寒川
6709	杉本仙太郎	日高郡日高川町寒川1509			○	○	杉本仙太郎	日高郡日高川町寒川
6710	宮本道雄	日高郡日高川町寒川1493			○	○	宮本道雄	日高郡日高川町寒川
6711	丸山キクエ	日高郡日高川町寒川1548			○	○	丸山キクエ	日高郡日高川町寒川
6712	串武夫	日高郡日高川町寒川1118			○	○	串武夫	日高郡日高川町寒川
6713	中野幸雄	日高郡日高川町寒川1177			○	○	中野幸雄	日高郡日高川町寒川
6715	上平キミエ	日高郡日高川町寒川1889			○	○	上平キミエ	日高郡日高川町寒川
6718	橋本公文	日高郡日高川町寒川1888			○	○	橋本公文	日高郡日高川町寒川
6731	北畠利一	日高郡日高川町小釜本499			○	○	北畠利一	日高郡日高川町小釜本
6761	藤川泰	日高郡日高川町藤野川46			○	○	藤川泰	日高郡日高川町藤野川
6762	藤野和夫	日高郡日高川町藤野川116			○	○	藤野和夫	日高郡日高川町藤野川
6763	西岡千代吉	日高郡日高川町藤野川244			○	○	西岡千代吉	日高郡日高川町藤野川
6765	小早川眞	日高郡日高川町三佐265			○	○	小早川眞	日高郡日高川町三佐
6769	竹内チカエ	日高郡日高川町三十木41			○	○	竹内チカエ	日高郡日高川町三十木
6771	今北廣	日高郡日高川町滝頭171-2	○	○	○	○	今北廣	日高郡日高川町滝頭
6772	柏尾竹楠	日高郡日高川町愛川504			○	○	柏尾竹楠	日高郡日高川町愛川
6773	井原芳信	日高郡日高川町愛川560			○	○	井原芳信	日高郡日高川町愛川
6774	小川隆枝	日高郡日高川町串本310			○	○	小川隆枝	日高郡日高川町串本

6775	川合イマエ	日高郡日高川町土生529-32			○	○	川合イマエ	日高郡日高川町土生
6776	小川やすゑ	日高郡日高川町小熊4062-4			○	○	小川やすゑ	日高郡日高川町小熊
6777	上田正雄	日高郡日高川町寒川1895			○	○	上田正雄	日高郡日高川町寒川
6778	中村コナミ	日高郡日高川町寒川1957			○	○	中村コナミ	日高郡日高川町寒川
6779	西川武一	日高郡日高川町寒川1312			○	○	西川武一	日高郡日高川町寒川
6780	奥村福春	日高郡日高川町寒川628			○	○	奥村福春	日高郡日高川町寒川
6794	竹村芳樹	日高郡日高川町三百瀬897			○	○	竹村芳樹	日高郡日高川町三百瀬
6795	熊代雅公	日高郡日高川町田尻197	○	○	○	○	熊代雅公	日高郡日高川町田尻
6798	今枝茂巳	日高郡日高川町初湯川13			○	○	今枝茂巳	日高郡日高川町初湯川
6799	龍田コスミ	日高郡日高川町船津938-1			○	○	龍田コスミ	日高郡日高川町船津

和歌山県告示第385号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成31年3月29日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

和歌山県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和48年11月27日

至 平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

和歌山県告示第387号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3433	田辺市芳養町字竹之内3365番1の一部	日高郡みなべ町南道102番地 葛城知則	平成 31. 3. 28	4. 50	30. 67

和歌山県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（1・4・1号第二阪和国道線）

和歌山都市計画道路（3・1・22号第二阪和国道線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県和歌山市平井字西谷、古池、前原、垣内、東垣内

大谷字池ノ谷、中得

楠見中字久保理

栗字大堀ノ坪、樋ノ口、ドンゲノ坪、櫛下

宇治藪下

本町九丁目

嘉家作丁

元寺町五丁目

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

高野口都市計画道路（1・4・2号京奈和自動車道紀北東道路線）

- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県橋本市高野口町大野字平山口、西之戸
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第390号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画道路（1・3・1号京奈和自動車道紀北東道路線）
紀の川都市計画道路（1・3・2号京奈和自動車道紀北西道路線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
削除した部分
和歌山県紀の川市下丹生谷字北垣内
北長田字宮ノ前
北志野字長手
変更した部分
和歌山県紀の川市平野字佃原、佃西ノ段
名手下字宮ノ谷、堂山、大城
切畑字川東、川西、東ノ尾、西ノ尾
野上字平山、池尻、高井、八屋窪、畦尾
上丹生谷字東岡、南岡、西岡
下丹生谷字上谷田
粉河字別所谷、薬師谷
東毛字蛇谷、鐘搗谷、上東尾、上西尾、小松
藤井字川端、尾ノ上、大將軍、若宮前、墓之前、柳谷
中津川字東柳谷
北長田字宮ノ前、勢房、古垣内
北志野字向田、脇ノ田、宮池尻、西ノ側
北勢田字山田、野末、尾尻、神垣内、西原、烏子川
重行字犬丸、東中原、石原、西中原、馬場山
池田新字山添
神領字東山、花池、大工、西浦
西山田字尾崎
登尾字谷口、山際
枇杷谷字東谷口、西原
豊田字真ノ原
東三谷字春日谷
中三谷字不動寺、花折
西三谷字不動寺、横谷

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

岩出都市計画道路（1・4・1号京奈和自動車道紀北西道路線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県岩出市根来字根来、東谷、洞尾

安上字東谷

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路（1・3・1号京奈和自動車道紀北東道路線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇、平ヶ峯、東平ヶ段、花谷山、山堂、庵ヶ平、七ツ池、大將軍、大將軍前、森之本、宮之浦、城之下、城山、上之畑

大字西飯降字筒井、東本、寺坂前、宮崎

大字妙寺字八幡前東、八幡前西、南山新田、尾鼻、笹ヶ谷

大字丁ノ町字口大明、山添、岩ノ奥、東平、上ノ平、西平、西宝形、芝脇、上ノ芝生、鳶ノ尾、池田

大字柏木字平山下東端、下平山

大字大藪字加陀寺前、平山、法形、狼谷、城谷、小深

大字大谷字草谷、露田谷、東新田台、上山、山ノ谷

大字佐野字東山、菊井、法田ヶ原、宮ノ奥、西山

大字広浦字西良谷

大字笠田東字白髭元、池ノ瀬、池尻、東薬師山、西薬師山、堂田、寒ノ原

大字笠田中字東谷、溜池、赤阪山

大字萩原字三分、後谷、日除谷、赤坂、西尾

大字窪字口城尾、狐谷

大字移字東山、狼尾、広浦、中ノ段、山添、木ノ下

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、IPR形移動用無線機購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年4月9日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 購入物品の名称及び数量

IPR形移動用無線機（IPR-ML・車載仕様） 73式

(2) 購入物品の仕様等

IPR形移動用無線機調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年4月9日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る購入物品と同種の売買契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイ、ウ、オ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年4月9日（火）から同月23日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年4月9日（火）から同月26日（金）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年4月16日（火）午後1時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成31年4月9日（火）から同年5月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成31年5月13日（月）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成31年5月17日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成31年5月22日（水）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成31年5月28日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、IPR形受令機購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年4月9日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 購入物品の名称及び数量

IPR形受令機（IPR-WR） 215式

(2) 購入物品の仕様等

IPR形受令機調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年4月9日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る購入物品と同種の売買契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイ、ウ、オ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年4月9日（火）から同月23日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年4月9日（火）から同月26日（金）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年4月16日（火）午後2時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成31年4月9日（火）から同年5月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成31年5月13日（月）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成31年5月17日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年5月22日（水）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成31年5月28日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

二級河川広川水系河川整備計画の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川広川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部総

務調整課においてこれを公表する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都市計画の図書の写しの縦覧公告

湯浅町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
湯浅都市計画下水道（湯浅町雨水公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

入 札 公 告

IPR形移動用無線機購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月9日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成31年度
 - (2) 購入物品の名称及び数量
IPR形移動用無線機（IPR-ML・車載仕様） 73式
 - (3) 履行期限
平成32年1月31日
 - (4) 購入物品の仕様等
IPR形移動用無線機調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。
 - (5) 納入場所
仕様書のとおりに。
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成31年和歌山県警察本部告示第1号に規定するIPR形移動用無線機購入の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成31年4月9日(火)から同月23日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年4月9日(火)から同月26日(金)までの間に会計課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年4月16日(火) 午後1時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成31年6月5日(水) 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により、平成31年6月4日(火)午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
IPR mobile radio set for police car, 73 units
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. Wednesday 5 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Tuesday 4 June 2019)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL : 073-423-0110
FAX : 073-423-0120

入札公告

IPR形受令機購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月9日

和歌山県警察本部長 檜垣重臣

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成31年度
- (2) 購入物品の名称及び数量
IPR形受令機（IPR-WR） 215式
- (3) 履行期限
平成32年3月13日
- (4) 購入物品の仕様等
IPR形受令機調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 納入場所
仕様書のとおり。
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成31年和歌山県警察本部告示第2号に規定するIPR形受令機購入の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) 期間

平成31年4月9日（火）から同月23日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県

条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成31年4月9日（火）から同月26日（金）までの間に会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年4月16日（火）午後2時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成31年6月5日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により、平成31年6月4日（火）午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。) 第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Walkie-Receiver (IPR-WR) , 215 units

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Wednesday 5 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Tuesday 4 June 2019)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120